

入院される方へ

高額療養費限度額適用の認定手続きのお願い

平成19年4月より、高額療養費の現物給付が実施され、入院時に「**限度額適用認定証**」又は「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」を医療機関に提示すると、**窓口での1ヶ月の支払いが、自己負担限度額まで(※裏面参照)の負担になります。**

※事前に手続きが必要になりますので各保険者にて交付申請を行って下さい。

※食事療養費・保険適用外の料金は高額療養費には該当しません。

※入院した月の末日までに保険者へ申請出来なかった場合は、窓口で自己負担金をお支払いいただきます。尚、高額療養費制度の申請をしていただくと差額分が還付されます。

高額療養費制度について

病気やケガ等で医療機関に支払った一部負担金が一定の**自己負担限度額(※裏面参照)**を超えたとき、申請により超えた額が払い戻される制度です。

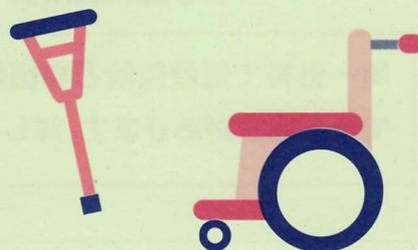
※1ヶ月の自己負担限度額(食事療養費・保険適用外のものを除く)を超えた場合、超過分が本人の請求に基づき還付されます。

※自己負担限度額は**70歳未満(表A)**と**70歳以上(表B)**のとおりそれぞれ所得区分に応じて世帯単位で定められています。

※自己負担限度額に達しなくても、同一世帯で月に21,000円以上の一部負担金を2回以上支払ったとき、それらを合算して自己負担限度額を超えた金額が還付されます。(70歳未満のみ)

※過去12ヶ月以内に同一世帯で4回以上の高額療養の支給を受けた場合(多数該当)4回目以降の限度額を超えた分が還付されます。

※保険者によって対応が異なります。詳細については各保険者へ確認をお願い致します。



表A 70歳未満の方の自己負担限度額と所得区分

区 分	月単位の上限額	多数回該当 <4回目>
ア 年収約1,160万円～ 標準報酬月額83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ 年収約770万円～約1,160万円 標準報酬月額53万～79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ 年収約370万円～約770万円 標準報酬月額28万～50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ ～年収約370万円 標準報酬月額26万円以下	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税	35,400円	24,600円

表B 70歳以上の方の自己負担限度額と所得区分

(平成30年8月～)

区 分	負担 割合	月単位の上限額		多数回該当 <4回目>		
		世帯単位(入院・外来)	外来 (個人ごと)			
現役並み	年収約1,160万円～ 標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	3割	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円	
	年収約770万円～約1,160万円 標準報酬月額53～79万円 課税所得380万円以上	3割	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円	
	年収約370万円～約770万円 標準報酬月額28～50万円 課税所得145万円以上	3割	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円	
一 般	年収156万円～約370万円 標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満等	1割	75歳以上	57,600円	18,000円 (年間上限144,000円)	44,400円
		2割	70～74歳 <small>※2014年4月11日までに満70歳になった方は1割</small>			
住民税非課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯	1割	24,600円		8,000円	
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	1割	15,000円			

高額医療・高額介護合算制度について

同一世帯で医療保険と介護保険の自己負担額の上限を超えた場合、合算により負担を軽減できる場合があります。詳しくは市区町村の介護保険担当窓口にお問い合わせください。